

奈良県告示第三百五十一号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、  
令和四年三月二十一日から施行する。

令和四年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

「自動車税事務所」の下に「なら歴史芸術文化村」を加える。